

インドの土着金融機関について

い とう かず ひさ
伊 東 和 久

- I はじめに
- II 土着金融機関の金融的機能
- III 土着金融機関の実態
- IV 組織的金融機関と土着金融機関の関係
- V 結 び

I はじめに

開発途上国の経済政策の一環としての金融政策は、経済開発資金の吸収・配分にきわめて重要な意味をもっている。中央銀行は貸出政策、公開市場操作、預金準備率操作、その他の質的統制により、主として商業銀行に影響を及ぼす一方、農業、工業、貿易に直接的に資金を供給するか、あるいは、各種金融機関をして資金を供給させ経済発展を図っている。しかし、商業銀行、開発銀行、その他の政府関係金融機関、協同組合銀行、生命保険会社などの組織的金融機関 (organized financial agency) には中央銀行の金融政策の影響が及ぶが、組織的金融機関以外の金融機関、すなわち、非組織的金融機関 (unorganized financial agency)、別名、土着金融機関 (indigenous financial agency)^(注1) と呼ばれているものには金融政策の影響がおよび難いのが現状である。しかるに開発途上国——本稿ではインド——では、この土着金融機関の役割が、その国の経済に大きな影響を及ぼしているといわれており、とくに農村において、その役割は組織的金融機関に比べて大きいことなどから、開発途上国の金融問題を考察する場合、決して土着金融

機関の考察を軽視することはできない。

そこで本稿では、第1に、土着金融機関とはいかなるものであるのかという点を、これまでなされてきた定義を中心に検討し、土着金融機関の機能を明らかにする(II)。第2に、土着金融機関の実態を現在までわかっている事実について紹介し、土着金融機関の実態を把握することにする(III)。第3に、組織的金融機関と土着金融機関との関係を考察し、組織的金融市場への土着金融機関の包摂の可能性を検討する(IV)。

(注1) 本稿では、土着金融機関という名称を用いるが、場合によっては、非組織的金融機関も用いる。同じ内容を意味する。親戚・友人が金を貸す場合でも非組織的金融機関、または、土着金融機関からの貸付ということになる。非組織的金融機関は文字通り組織的金融機関以外のすべての貸手を含める。土着金融機関もその点ではまったく同じであり、何の相違もないが、歴史的・伝統的な側面に重点をおく時、土着金融機関という名称を用いる。

II 土着金融機関の金融的機能

土着金融機関は組織的金融機関以外の金融機関すべての総称であるから、さらに、その各々について経済的金融的性格・機能を明らかにする必要がある。これは、土着金融機関が組織的金融機関といかなる関係にあるかを明らかにするためにも必要である。

インドにおいては通常、(1)土着金貸し業者 (indigenous money-lender) と、(2)土着銀行業者 (indig-

enous banker) とが区別されて考えられている。この両者の区別が現在まで必ずしも適切になされてきたとはいえない。そこで、両者をいかに区別するかについての検討を行なうのであるが、まず土着金融機関としての共通な性格をみておくと、どちらもおもに銀行の扱わない小規模で零細な商工業者、あるいは農民・労働者に貸し付けている。その際、高利子率で貸し付け、法的に不正な条件を課することがしばしばである。また、農業・商業などを兼業している、という一般的特徴が挙げられよう。

つぎに両者をいかに区別するかについて、ジャイン (L. C. Jain)、カルカル (G. Karkal)、クリシュナン (V. Krishnan) の見解を検討することにする。

ジャインは「インドの慣用では、‘banker’ (indigenous banker の：筆者) と ‘money-lender’ (indigenous money-lender の：筆者) との間の区別は、一般的に運転資本 (working capital) の規模によっており、多額の資本をもっている money-lender は通常、banker と呼ばれている。どの位が‘多額の資本’であるのか。納得しうる答を得ることはできない。」^(註1) ので、「banker という語は貸付をすることに加えて、預金を受け入れるか、フンディ (hundis) ^(註2) を扱うか、あるいは、その両方を行なう——その各々の機能は銀行業の範囲に属する——個人、または、私会社 (private firm) を意味するために用いられる。一方、money-lender という語は、貸付をするが、通常は預金を受け入れず、またフンディを扱わない個人・私会社に対して用いる。」^(註3) と述べている。

しかし、インド準備銀行 (Reserve Bank of India, 以下、R. B. I. と称する) は『全インド農業信用調査』においてジャインの定義にほぼ従い、預金の受入れか、フンディの取扱いのどちらかを営めば、土着銀行業者であるとしたのであるが、調査を実

施する過程で、預金を受け入れても、土着銀行業者ではないと判断せざるを得ない場合が生じ、厳密にジャインの定義に従うことができなかった^(註4)。ジャインの定義に一貫して従い得なかった理由は、土着金融機関における預金業務の役割が小さいためである。つまり、通常、土着金貸し業者は預金業務は行なっておらず、行なうにしても、資金が逼迫する年間の一時期に預金を受け入れるにすぎず、しかも預金者は親戚・友人にすぎない。土着銀行業者の場合は、預金業務はある程度なされているが、額も少なく、近代的な銀行の預金業務と実質的に異なっている。したがって土着金融機関にとって預金業務は、通常の業務でなく、不可欠な業務内容を構成していない。かくて、預金業務を基準にして土着金貸し業者と土着銀行業者とに分類することは不適切であったわけである。

カルカルは R. B. I. がジャインの定義に忠実に従い得なかったのは、定義そのものが不備であったからであるとして、つぎのような定義をしている。すなわち「土着銀行業者は、彼らが預金を受け入れようと、そうでなかりうと、フンディを扱う個人、または、会社のことであり、そして土着金貸し業者はフンディを扱わない個人、または、会社である」^(註5)。ジャインとの相違は預金業務を土着銀行業者と土着金貸し業者との区別の基準からはずし、フンディの取扱いを基準にしたことである。その理由として、かれは「銀行業者・銀行として、個人・会社が分類されるための第一の重要性は、信用創造である。」^(註6) と述べ、「土着銀行 (indigenous bank) の重要な機能は、信用 (フンディ) を扱うことであり、そして預金の受入れは重要性からいえば、第二次的な機能である。」^(註7) と述べている。つまり、カルカルの主張は、フンディの取扱い、すなわち信用創造であり、フンデ

ィを扱えば、銀行業者として分類でき、預金業務は、本来的にも、銀行の本質的な機能ではないから、土着金融機関を銀行業者として分類する基準として考慮する必要はないというわけである。

つぎに、クリシュナンの見解を引用する。「money-lender」は通常、預金を受け入れない人を意味し、おもに農民と職人にと貸し出し、そして通常の業務において、かれ宛の小切手・手形を振り出すことを認めない。「banker」は業務において預金を受け入れる個人、または、機関であり、おもに商人と取引し、個人、または、機関宛に小切手を振り出すことを認める。「indigenous banker」は、インド資本とインド人重役 (director) により経営される商業銀行を除いて、伝統的習慣に従い、かれら独自の仕方でも業務を営む人びと、または、銀行を意味する。⁽¹¹⁸⁾として預金業務をメルクマールにおいている。しかし、クリシュナンのこの主張については、R. B. I. の上記の調査によって、土着金貸し業者と土着銀行業者とを区別する基準としては、不十分だったことが証明されている。かれは、一方で預金が運転資本の大きな割合を構成せず、当座預金も重要な業務ではない、と述べている⁽¹¹⁹⁾。また「hundis merchant」(かれの調査した地域の土着銀行業者は、このように呼ばれている：筆者)は現金を貸し付け、かれ宛に振り出されるフンディを認め、送金のためと取立のためのフンディを受け入れる」と述べている⁽¹²⁰⁾。

以上、ジャイン、カルカル、クリシュナンの土着金貸し業者と土着銀行業者についての定義・見解を引用した。これらの定義を検討して土着金融機関の金融的機能を明らかにすることがこの節の目的であるが、その前に、商業銀行の機能と、手形の役割について整理しておこう。

まず、商業銀行の本質的な機能は信用創造であ

るといわれている。いま、手形割引の場合を考えると、商業銀行は、手形金額から満期日までの利子額を差し引いた額とひきかえに手形を買取る。手形割引の代金は、通常、割り引いてもらった顧客の当座勘定に貸方記入されるだけで現金は払い出されない。つまり、銀行預金に割引代金が振り替えられる。したがって、銀行はその額だけ預金を獲得することとなり、そのような過程を通じ、多数の銀行組織全体として、最初に受け入れた預金の何倍かの貸出しをすることが可能となる。当座預金は、取引が小切手を媒介にして銀行の帳簿上の決済で済まされ得ることから、貨幣の機能を営むと考えられ、預金貨幣と呼ばれている。商業銀行の信用創造とは、この預金貨幣の創出にほかならない。商業銀行の受信業務である総預金に対する自己資金(払込資本と準備金)の割合を調べると先進国で10%以下であり⁽¹²¹⁾インドでも4.5%である⁽¹²²⁾。銀行はほとんど外部資金に頼っている。この外部資金を吸収しているからこそ、経済活動の資金供給源として重要な役割を果たすことができるのである。

つぎに、手形については、手形は、本来、商工業者間の信用の授受のために用いられる債務証券であり、裏書譲渡により第三者に流通する。したがって、現金の代替・節約を可能にするので信用手段 (credit instrument) といわれている。手形は銀行によって割り引かれることにより、いつでも現金化が可能となり、取引の回転を一層速める役割を果たす。

さて、ジャイン、クリシュナン、カルカルの定義・見解について検討し、あわせて土着金融機関の金融的機能を明らかにしよう。ジャイン、クリシュナン、カルカルについて共通していえることは、土着金貸し業者と土着銀行業者を区別する基

準として、フンディ取扱い業務を問題にしていることである。(クリシュナンは若干異なるが、土着銀行業者が *hundis-merchant* と呼ばれており、フンディを扱うことを述べていることから、同一視できると思う。) この区別の基準はフンディの手形としての機能、すなわち信用手段としての機能から考えて妥当であろう。信用手段を扱うか否かは金融機関の機能として重要なメルクマールである。

しかし、信用手段を扱うからといって、ただちに信用創造機能を営むと考えてよいか問題である。土着銀行業者(フンディを扱う)について考察するならば、まず、受信業務としての預金受入れは、クリシュナンによれば運転資本の重要な部分を構成しておらず、きわめて制限されたものである。カルカルの定義においては、預金業務は銀行業者にとって、本質的な機能ではないとされて、度外視されている。しかし、これは、上にみたように、銀行とは大いに異なる点である。銀行はもっぱら外部資金に依存している。そして信用創造は、預金業務と結合してなされているのである。

つぎに、土着銀行業者の与信業務をみると、貸付・フンディの割引・発行を行なっている。フンディの割引は、通常の約束手形、または、為替手形として機能しているフンディの割引である。フンディの発行は送金為替の場合である。銀行の機能を考察した際、手形割引代金は現金で直接払い出されず当座預金として振替設定されるのであった。土着銀行業者の場合は、預金業務が通常の業務をなしておらず、したがって、振替設定されずに、現金で直接払い出されるのである。土着銀行業者は、フンディ割引代金を自己の貸出資金に使えない。また、一般的に貸付をした場合、その貸付額を現実に現金で支払わずに、自己の預金としておき、振替決済で済ませることは不可能である。

したがって、土着銀行業者は、銀行の本質的な機能である信用創造を行なっているとはいいがたい。かくて、フンディという信用手段を扱っても、信用創造を行なう機構が存在していないため、銀行の機能とは、大いにその機能を異にしている。

以上から、土着銀行業者の金融機関としての役割は明らかである。すなわち、フンディという信用手段を扱うことから、土着金貸し業者と異なり、預金の受入れが限られており、預金貨幣の創出(信用の創造)が行なえない点で、商業銀行と異なる。

以上、土着銀行業者の機能を中心にこれまでなされてきた定義を検討し、土着金貸し業者、土着銀行業者、商業銀行の金融的機能の相違を明らかにした。(第1表はカルカルによるインドにおける各種金融機関の取り扱い業務の一覧である。ただし、表では、土着金貸し業者と銀行の機能は同じであるが、これまで検討してきたように実質的には大きな相違がある。)

第 1 表

機 能	金 融 機 関			
	銀行	組織的金融仲介機関	土着銀行業者	土着金貸し業者
預金受入れ	○	○	○	× ¹⁾
貸付	○	○	○	○
送金為替	○	×	○	×
手形・フンディの割引	○	×	○	×
R. B. I. 信用による手形再割引	○	×	○ ³⁾	×

(出所) G. Karkal, *Unorganized Money Market in India* (Bombay, 1967), p. 9.

(注) 1) カルカルの原表では預金受入れは行なわれているよう表示されているが、不適切だと思われる。(筆者)

2) 金融仲介機関は大蔵省証券と他の長期金融証券を R. B. I. と売買し得る。

3) R. B. I. により承認されている土着銀行業者の場合のみ。

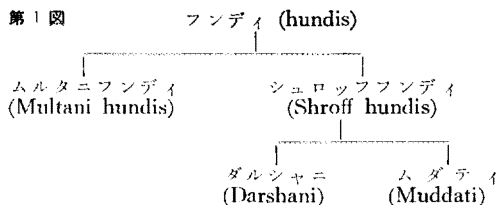
土着金融機関は、現実には、金融機関としての役割と共に、農業・商業などの他の産業を兼業し

ているのであり、本来、金融機関としてのみ把握することは、一部のものを除いてできない。たとえば、農村においては、専門的な金貸しのほかに、地主・富裕な農民(農業金貸し)、穀物買付人・肥料販売業者(商業金貸し)などが金貸しをも兼ねている。土着銀行業者についても、後に触れるが一部の土着銀行業者を除き、ほとんど、兼業を営んでいる。銀行業者の兼業においても、資本・営業が分離されていないのが通例であり、金融機関としての営業状況の把握は困難である。この土着金融機関の役割が重要な位置を占めている場合、組織的金融機関との関係は、金融的取引において希薄となり、また中央銀行が監督・統制することが困難となる。

それでは、土着金融機関は、金融機関として、近代化され、組織的金融機関との関係を一層緊密にして、組織的金融市場に包摂されることは不可能なのであろうか。このような問題意識のもとに、土着金融機関の実態について把握し、金融機関としていかなる地位を占めているかを明らかにしたい。もとより、資料的制約があり、また、その内容についても、実態がよくわかっていない現在、表面的把握にとどまることをお断わりする。

(注1) L. C. Jain, *Indigenous Banking in India* (London, 1929), pp. 1~2.

(注2) フンディはインド特有の手形である。フンディには第1図のような種類がある。シュロップフンディは為替手形であり、そのうち、ダルシャニフンディは要求払い為替手形で、ムダティフンディは、ユーザンス為替手形である。ムダティフンディは今日少数の地域のほかあまり使われていない。ムルタニフンディは約束手形であり、90日期限のものが最も利用されている。ムルタニフンディが法的に流動資産に認められているほかは、単に商慣習として用いられているにすぎない。



(注3) L. C. Jain, p. 3.

(注4) R. B. I., *All India Rural Credit Survey*, Vol. 1, pt. I (Bombay, 1957), p. 688.

(注5) G. Karkal, *Unorganized Money Market in India* (Bombay, 1967), pp. 5~6.

(注6) G. Karkal, p. 6.

(注7) G. Karkal, p. 6.

(注8) V. Krishnan, *Indigenous Banking in South India* (Bombay, 1959), p. 6.

(注9) V. Krishnan, p. 5.

(注10) V. Krishnan, p. 7.

(注11) 日本銀行『外国経済統計年報』(1965年)より、1960年の値を計算すると、米国(市中銀行主要勘定)9.2%、英国(ロンドン手形交換所加盟銀行)3.8%、西銀(市中銀行主要勘定)6.8%である。

(注12) 全商業銀行の1960年の値。R. B. I., *Trends & Progress of Banking in India, During the Year 1961*, p. 17より。

III 土着金融機関の実態

土着金融機関はIIから明らかなように、土着金貸し業者と土着銀行業者とに区別でき、その金融的機能も異なるのである。土着金貸し業者はIIで検討したことから明らかなごとく、単なる金貸しにすぎない。したがって、金融機関としての役割は金融政策との関連から、土着銀行業者ほど重要ではない。しかし、開発途上国の場合、土着金貸し業者の役割もきわめて大きい。そこで以下に、(1)土着金融機関数と、農家の土着金融機関の利用状況、利子率の実状について調べ、(2)土着金貸し業者と、(3)土着銀行業者の営業内容について調べる。

(1) まず、統計に表われた土着金融機関数ほどの

位か。第2表(1951年)と、第3表(1961年)はセンサスから、金融・銀行業に従事している人数を示したものである。第2表は土着金融機関が分離されて示されていないが、カルカルによれば、自営業者(independent worker)が、土着金融機関に相当するという。1951年は都市部と農村部を合わせると、12万997人であるが、1961年には、3万8683人とほぼ3分の1に減じている。それにひきかえ、近代的銀行に従事している人数は、14万4601人から、15万6955人に上昇している。土着金融機関がセンサスの上からは、減少傾向にあることは確かである。

第2表 金貸し業・銀行業・他に従事している人数
(1951年)

	農村部		都市部	
	総数	自営業者	総数	自営業者
北東部	4,610	2,647	23,038	6,940
南部	8,948	6,072	37,584	16,871
西部	12,358	6,700	44,123	17,014
中部	5,870	3,246	56,459	18,277
中央部	8,758	3,601	23,047	8,691
北西部	15,254	13,237	25,545	17,697
アンダ・ニコバル	3	3	1	1
全インド	55,801	35,506	209,797	85,491

第3表 (1961年)

	金貸し業 (土着的)		銀行業と他 の金融業	
	総数	都市部	総数	都市部
北部地区	5,034	1,727	19,202	17,651
中部地区	7,025	4,716	19,586	17,834
東部地区	5,153	3,988	19,864	17,954
西部地区	5,440	3,781	39,322	36,123
南部地区	15,766	10,921	50,324	39,852
ユニオン・テリトリー	265	217	8,657	8,430
全インド	38,683	25,350	156,955	127,945

(出所) G. Karkal, p. 43 より再引用。
Government of India, *Census of India* (1951, 1961) より。

つぎに、農家の各金融機関の利用状況に占める非組織的(土着)金融機関の役割は第4表に示さ

れている。農家の土着金融機関からの年平均借入額の割合は、1951~52年に92.7%であり、1961~62年には、81.3%といずれも非常に高い割合を示している。第5表は他の開発途上国との比較である。第4・5表から、インドだけでなく開発途上国は土着金融機関の役割がきわめて大きいことがわかる。

第4表 農家の各金融機関からの平均借入額とその構成割合

金融機関	1) 1951~52年 農家あたり平均借入額		2) 1951~52年 農家あたり平均借入額		3) 1961~62年 農家あたり平均借入額		4) 1961~62年 農家あたり平均借入額		
	(ルピー)	(%)	(ルピー)	(%)	(ルピー)	(%)	(ルピー)	(%)	
組織的	政協	6.9	3.3	5.3	2.6	6.5	3.1	31.9	15.5
	同業	2.0	0.9	1.2	0.6				
	組銀								
	府合								
小計	15.4	7.3	38.4	18.7					
土着金融機関	親戚・知人	29.8	14.2	18.1	8.8	3.2	1.5	1.2	0.6
	地農業的	52.1	24.9	73.9	36.0	94.0	44.8	27.0	13.2
	専門業者	11.5	5.5	18.1	8.8				
	その他	3.5	1.8	28.6	13.9				
	小計	194.1	92.7	166.9	81.3				
合計	209.5	100.0	205.3	100.0					

(1) 小作人に対してのみ。

(出所) R. B. I., *Report of the All India Rural Credit Review Committee* (Bombay, 1969), pp. 15, 106.

このように土着金融機関の比重が非常に大きければ、農村において高利子率がいきわたっていることが予想され、また、そのような事実は存在している。すなわち、①インドの州における法定限度以上の利子率での借入額が80%をこえている州は5州もあり、約65%である州が2州もある。(1951~52年の調査)(注1)②カルカルによると、農村に多い元本も利子も実物で行なわれる実物貸付(kind loan)のうち最も多いのは、利子額が元本の3分の1に上るといふものであり、農村とは限らない

第5表 農家の借入先別借入額の割合(%)

金融機関	国					件数	件数
	インド1)	台湾2)	韓国3)	フィリピン4)	タイ5)		
A 非組織的金融機関	81.3	84.3	73.3	44.9	89.4	94.5	92.1
B 組織的金融機関	18.7	15.7	26.7	55.1	10.6	5.5	7.9

- (注) 1) ① A: 非組織的金融機関: 親戚・知人、地主、農業金貸し、専門的金貸し、商人・代理店、その他
 B: 組織的金融機関: 政府、協同組合、商業銀行
 ② 1961~62年間の値 第2表より
 2) ① A: 糖廠・糖商・米谷・雜糧商・屠宰業者・猪商・其他公司・或行号私人放款者・その他
 B: 台湾銀行・土地銀行・商業銀行・農会・合作金庫或合作社
 ② 1964年6月1日~12月31日の間に生じた借入額の割合
 (出所) 台湾省政府農林庁編印『農業基本調査・農業金融調査報告書』(1950年) pp. 2~3, 表2より。
 3) ① A: 商人・金貸し業者・農民・親戚および知人・契
 B: 農業協同組合・他の金融機関・政府
 ② 1964年の借入額の割合
 (出所) Research Development National Agricultural Co-operative Federation, *Rural Credit Survey in Korea* '65, p. 162, Table 1.
 4) ① A: 質屋・金貸し業者・精米商・米穀商・小売商人・地主・親戚・知人・その他
 B: 農協組織・フィリピン開発銀行・フィリピン国立銀行・農村銀行・その他銀行・社会保険機構・保険会社
 ② 1961年5月現在過去1年間に借り入れた額の割合, かつこ内は貸付件数の割合
 (出所) Public of the Philippines Development of Commerce and Industry, Bureau of the Census and Statistics, Manila. *The Philippine Statistical Survey of Households, Bulletin Series No. 12*, p. 2, Table 2.
 5) ① A: 親戚・知人・隣人・商人金貸し業者・商店・穀物買付人・地主・金貸し業者その他
 B: 信用組合・その他の政府機関・商業銀行
 ② 1962~63年間の借入額の割合, かつこ内は貸付件数の割合
 (出所) Pantum Thisyamondol, Virach Arromdee and Millard F. Long, *Agricultural Credit in Thailand, Theory, Data, Policy* (Bangkok, Kasetsart University, 1965), p. 37. ただし A. Rosenthal, *Finance and Development in Thailand* (New York, 1970) より再引用。

しては12½%~18¾% (年), 無担保では, 18¾%~37½% (年) の高利子率に上る^(註2)。以上は, 一端にすぎないが, 高利子率がいきわたっていることは明らかであろう。

(2) 土着金貸し業者の営業内容について

土着金貸し業者を村の土着金貸し業者と町の土着金貸し業者とに分けて考察する。カルカルは, 村には専門的金貸し業者は存在しないと述べている^(註3)。したがって, 地主・富裕な農民(農業金貸し), または, 村の商人(商業金貸し)が, おもに金貸しを営んでいる。

以下に, ①貸付状況, ②貸付対象, ③預金, ④他の金融機関との関係をカルカルにしたがって述べることとする。まず, 村の金貸し業者については, つぎのとおりである。

①貸付状況: 地主の場合, 小作人に対する無担保の実物貸付が通例である。実物貸付の期限は4~6カ月で, 非常に高利率である。地主が担保をとる場合は土地と金とを担保にとる。現金貸付の場合, 貸付額は500ルピー以下のきわめて少額であり, 用途は農民の消費目的であり, 期間は1年以内が多い。商人の貸付は, 農民への肥料・生活物資などの掛売りに基づくものであり, 農民の生産物を商人の手を通じて売る手段となっている。

②貸付対象: 農民である。農村では, 貸手(地主・商人)と借手(農民)との関係は伝統的に定まっている。

③預金業務: ほとんど預金業務は行なわれていない^(註4)。その理由として, カルカルは旧来の伝統的営業方法の墨守と, 公衆の金貸しへの信頼の欠如とを挙げている。預金の受入れがなされたとしても, 親戚・友人に限られている。この場合, 不特定多数の人から預金を受け入れる本来の預金

が, 現金貸付について, 金・宝石などの担保に対

の性格とは全く異なっており、預金と称するよりも、いわば短期ならコールマネー、長期ならば出資金の役割に近いと思われる。

④ 他の金融機関との関係：村の商業金貸しは町の商業金貸しの代理店となっている。したがって商取引に伴う資金融通の場合が多い。

つぎに町の金貸し業者については、専業の金貸し業者と商業金貸しがほとんどであり⁽⁹⁵⁾、他に質屋が存在する。

① 貸付状況：現金貸付が多く、無担保で貸すか、たまに、約束手形による。貸付額はふつう500ルピーから1000ルピーの間であり、500ルピー程度が最も多い。借入目的は消費目的が多く、商取引の場合もある。商取引への融資は、最長限3カ月期限である。

② 貸付対象：規模の大きい金貸しの場合は商人であるが、小規模の金貸しの場合は、労働者であり、その消費目的に対して貸し付ける。

③ 預金業務：ほとんどの業者が預金を受け入れない⁽⁹⁶⁾。

④ 他の金融機関との関係：商業金貸しの場合には、商取引を通じて、村の商業金貸しと資金の流通がある。さらに規模の大きい土着金貸し業者は銀行に当座貸越勘定を設定している。土着銀行業者からはフンディの割引とともに、商取引において資金の融通を得ている。

(3) 土着銀行業者の実態について

土着銀行業者については、資産・営業状況を報告する義務もないし、また実態調査をなすことも困難である。第二次大戦前、広汎に活動していた土着銀行業者も、戦後各州で立法された金貸し制限の法律により、転・廃業したりして、決して戦前の資料が今日、役立つわけではない。それは最も刊行年次の新しいカルカルの著書にも窺われ、

土着銀行業者の営業はおもに戦前の資料に基づいて叙述されているようである⁽⁹⁷⁾。以上のような制約があるが、現在まで明らかとなっている事実について述べよう。

土着銀行業者の第二次大戦前から今日までの変化について、クリシュナンは「北部では、ボンベイ金融市場において、土着銀行業者の同化の過程が未だ完了していないが、他方、南部の土着銀行業界は、時代の変化に都合よく応じたのでマドラスでは、組織的金融市場の一部になっている。」⁽⁹⁸⁾と述べている。南部の土着銀行業者であるチェットティアの商業銀行に転換したものは、1953年に12行を数えている。戦後、各州の金貸し制限立法の影響で法人企業に改組したり、転業したものは多いという⁽⁹⁹⁾。

しかし、ある政府の委員会(Committee on Finance for the Private Sector: 俗称シュロップ委員会)は1954年に「国全体として、これらの機関の活動に関して詳細な役立つ統計はない。……にもかかわらず、金融構造における土着銀行業者と土着金貸し業者の重要性は、よく知られていないので一層強調を必要とする。たとえば、国内総取引の約75~90%が土着銀行業者により融資されていると推定される。」⁽¹⁰⁰⁾と述べていることから、必ずしも土着銀行業者の役割が低下しているとはいえないが、1961年のR. B. I. の総裁の演説において、「今日、商工業金融の約50%が組織的金融機関によりなされていると思われる。」⁽¹⁰¹⁾と述べられている。したがって、土着金融機関の相対的比重が漸減しているにしても、今なお、重要な役割を演じていると見てよいであろう。

つぎに土着銀行業者の営業内容をみる。前出第1表からも明らかのように、土着銀行業者は、コールマネー、短期預金の受入れ、送金為替、フン

ディの割引・再割引・貸付等銀行とほぼ同様の業務を行なうが、すでにⅡで検討したように、必ずしも、商業銀行と機能が同様であるとはいえない。土着金貸し業者と同様に、①貸付状況、②貸付対象、③預金、④他の金融業者との関係において考察しよう。

①貸付状況：土着銀行業者は小工業を含む国内商業金融を中心に行なっており、通常短期(3ヵ月)金融である。物的担保をとらず、信用貸か、またはフンディを担保にして貸し付ける。貸手の資金量と借手の信用状態により貸付限度が定められている。1件あたり貸出額は5000ルピーから1万ルピーである(ムルタニの例)。

利率については、ムルタニの例しかわからないが、ムルタニの場合「ブローカー」を使うので、その手数料と、名目的寄付金(nominal charity)を含め、さらに、利子額をあらかじめ差し引くので、地方の借手(local borrower)では実質15~18%、小商工業都市の借手では20~26%に上る⁽¹²⁾。

②貸付対象：町の小商工業者が中心であり、農民には貸し付けない。町の商人を通じて村の商人へ資金が融通されている。

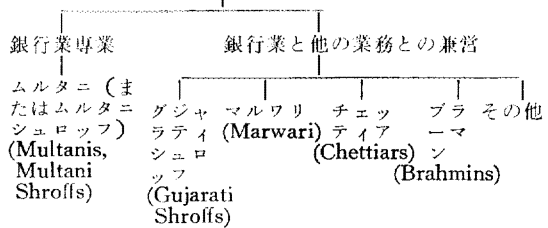
③預金：土着銀行業者の67.1%は預金を受け入れ、当座預金は預金業務の30.9%を形成する、預金者の39.5%は商人であり、その他親戚・知人であるという⁽¹³⁾。しかし土着銀行業者の預金の受入れは、商業銀行の場合と異なる。その理由は、当座預金と書かれていても小切手が振り出されるわけではなく⁽¹⁴⁾、また、季節的な一時期に受け入れる場合が多いからである。しかも、親戚・知人からの預金が多いことから、本来の預金の性格と異なる。土着金貸し業者と同様に、預金の意味内容は、近代的な金融機関と異なる。

④他の金融機関との関係：土着銀行業者の場合、

おもに自己資金によって営業を行なっているが、銀行へ預金勘定をもっており、また、資金が逼迫する際、銀行から借入れを行なう(フンディの割引による)。ただし、フンディの再割引が商業銀行でなされるには、(1)土着銀行業者と、(2)土着銀行業者にフンディを割引いてもらう顧客との両方が商業銀行の承認リストに載っている必要があるというきわめて制限されたものである。土着銀行業者にフンディの再割引を恒常的に行なっている銀行はステイトバンク⁽¹⁵⁾のほかに、主要商業銀行、中小商業銀行が存在している。

以上、土着銀行業者の営業内容についてみた。土着銀行業者は各々銀行カーストと呼ばれるカーストに属しており(例外もあるが)同一銀行カーストに属している土着銀行業者は各々、組合を結成して活動している。代表的な土着銀行業者は、第2図のとおりである。各土着銀行業者について、おもにカルカルに基づきながら、以下紹介することにする。

第2図 土着銀行業者



土着銀行業者は、古い伝統・歴史をもつ金融業者であり、銀行カーストと呼ばれている。ヴァイシャ(Vaishya)に属する銀行カーストであるが、特殊なものとしてブラーマン(Brahmana)に属するもの(後述のカリダイクリチャー・ブラーマン: Kallidai-kurichy Brahmins)もある。なお、シュロップという語は、カースト名を起源とするものではなく、本来、金細工師の意味から派生したものだといふ。

ムルタニを除きほとんど商業などの兼業を営んでいることは共通している。

(1) ムルタニ (またはムルタニシュロッフ)

ジャインによれば、1920年代に、土着銀行業者の中でも有力な方ではなかったが、クリシュナンによれば、他の土着銀行業者がインド帝国銀行 (Imperial Bank of India: 現在のステートバンク) からツンディの再割引を受ける際、パンクレイト (帝国銀行・商業銀行が政府証券を担保に貸し出す利率) より2~3%高く割引かれるのに対し、ムルタニ土着銀行業者の場合はパンクレイトで割引かれたという^(註16)。したがってムルタニが銀行業専業のためであるか、他の土着銀行業者に比して優遇されていたことは確かである。かれらは銀行カーストである。かれらの本拠は現在、ボンベイであるが、マドラス・コイナトール・バンガロール・カルカッタなどあらゆる都市で営業している。経営形態は合同家族経営 (joint family firm) ではなく、パートナーシップ (partnership concerns) 経営であり、他の土着銀行業者に比べ、その経営形態は今日最も進んでいる。その数は全インドで350^(註17)、ボンベイでは135である^(註18)。ムルタニは農民には貸し付けず、その顧客は30万人と推定されている^(註19)。「ブローカー」を通じて、借手に1件あたり、最小限2500ルピーから最大1万ルピーをこえない額を貸し出し、また預金を受け入れ、貸出利率は10%~26%、預金利率は6%~7%である^(註20)。ムルタニと顧客の仲介をする「ブローカー」数は250、ムルタニがツンディを割り引ける商業銀行数は4~5行である^(註21)。かれらの組合は、シカルプuri・ムルタニ・シュロッフ・アソシエーション (Shikarpuri Multanis Shroffs Association) である。

(2) チェットティアとブラーマンバンカー

チェットティアは厳密に言えば、ナットウコッタイ・チェットティア (Nattukottai Chettiars) であり、ヴァイシャに属する銀行カーストである。ブラーマンバンカーは厳密には、カリダイクリチー・ブラーマンである。ブラーマンバンカーはマドラス州を中心に営業しているのに対し、チェットティアはマドラス州を中心として、戦前はセイロン、ピルマ、シンガポール、タイ、スマトラ、ジャワで活躍していたが、各国の政治・経済情勢の変化によりその重要な役割を失い、インド国内でも、ムルタニの南下につれて減少を続けているという^(註22)。

(3) グジャラティシュロッフとマルワリ^(註23)

マルワリはヴァイシャに属する商人・高利貸である。現在、銀行業者としての本拠は、ボンベイにおかれているが、インド中央部、または北西部で営業している。穀物と採油用種子などの取引の金融をしている。かれらの組合はマルワリ・チェインバー・オブ・コマーシ (Marwari Chamber of Commerce) あるいは、ウエスタン・インディア・チェインバー・オブ・コマーシ (Western India Chamber of Commerce) である。

グジャラティ・シュロッフは、その数約300といわれ、かれらはボンベイ・シュロッフ・アソシエーション (Bombay Shroff Association) を結成している。この組合員の5%のみが、銀行業を営み、他は、綿・貴金属の取次店と兼ねて銀行業を営んでいるが、銀行業は副次的な業務にすぎない。経営形態はパートナーシップ経営である。本拠はボンベイであり、25カ所の奥地の商人と密接な関係をもち、インド中・北西部で営業しており、アフリカ諸国でも活動している。

以上の土着銀行業者は各地で土着金融市場(バザール・マーケット)を形成しており、二大市場はや

はりボンベイとカルカッタである。

(注1) R. B. I., *Report of the All India Rural Credit Review Committee* (Bombay, 1969), p. 20.

(注2) G. Karkal, p. 87.

(注3) カルカルの調査した地域については、人口1万人以下の町・村に専門的金貸し業者が存在しなかったという。G. Karkal, p. 22.

(注4) R. B. I., *All India Rural Credit Survey*, Vol. I, pt. II, p. 478. 土着金貸し業者の95%が預金を受け入れない。

(注5) R. B. I., *Report of the All India……*, p. 493. 町の金貸し業者の73.2%が商業金貸し(商人)である。

(注6) R. B. I., *Report of the All India……*, p. 502. 土着金貸し業者の86.5%が預金を受け入れない。

(注7) たとえば、各州銀行業調査委員会(Provincial Banking Enquiry Committee)、中央銀行業調査委員会(Central Banking Enquiry Committee)の報告書。ジャイン・クリシュナンの前掲書。クリシュナンの著書には、1930年代に著者が調査した結果を主として収録している。ただし、戦後の資料もないわけではないようである(カルカルの著書に引用されている、たとえば、C. K. Shah, *A Study of Indian Money Market* (Unpublished Thesis of Bombay University). C. Punjabi, "Multanis Bankers——Their Roles in the Indian Money Market," *The Journal of Indian Institute of Bankers*, October 1961 など)。

(注8) V. Krishnan, p. 174.

(注9) V. Krishnan, p. 174.

(注10) V. Krishnan, p. 175.

(注11) Presidential Address, 1961. ただし G. Karkal, p. 122 による。

(注12) G. Karkal, p. 92.

(注13) R. B. I., *All India Rural Credit Survey*, Vol. I, pt. II, pp. 514~515.

(注14) G. Karkal, p. 6.

(注15) 一般商業銀行と同じ機能をもつが国営銀行である。

(注16) V. Krishnan, p. 117.

(注17) プンジャビによると約300である。(カルカルによる) G. Karkal, p. 50.

(注18) シャーとパルク(H. T. Parekh)によればともにボンベイでは125である。シャーの数字はカルカルによる。G. Karkal, p. 50.

H. T. Parekh, *The Bombay Money Market* (Bombay, 1953), p. 47.

(注19) G. Karkal, pp. 48~51.

(注20) G. Karkal, pp. 50~51, 92~93.

(注21) G. Karkal, p. 50. パルクによれば、「ブローカー」数は300である。H. T. Parekh, p. 47.

(注22) G. Karkal, p. 51.

(注23) G. Karkal, pp. 52~53 による。

IV 組織的金融機関と土着金融機関の関係

これまで土着金融機関の金融的機能を明らかにし、土着金貸し業者と土着銀行業者の活動についてみてきたので、ここでは、組織的金融機関と土着金融機関との関係をみてゆくことにする。

土着金融機関においても、土着金貸し業者と土着銀行業者との金融的機能は異なり、土着銀行業者はフンディを扱うことにより、土着金貸し業者よりも組織的金融機関との関係が密接である。すなわち、土着銀行業者は、銀行に当座預金を設け、また、フンディの再割引をしてもらっている。土着銀行業者は銀行から資金融通を得るために、通常、20~30万ルピー程度の資本を営業に投下している必要がある、また、最小限5~10年その営業を続けている必要がある^(注1)。そして銀行からその資金融通を得る場合に、借入枠が設定されており、この借入枠は貸出銀行の資金量、土着銀行業者の信用状態により決定される。土着銀行業者の銀行からの資金融通の方法には、(1)土着銀行業者2名の署名による要求払約束手形の振出し、(2)銀行業者の裏書のあるフンディの割引き、(3)その他の担保による、などがある。このうち重要であるのは、フンディの割引きによる方法である。銀行によるフンディの再割引きの条件は、す

でにみたように、きわめて厳しい。その理由は、フンディが商取引により振り出されたものか、あるいは単なる借入れをするために振り出されたものか、あるいは融通手形か区別がつきにくいからである。また、おもに小商工業者が振り出すのであるから信用度も低い。しかし、フンディは銀行の顧客になれない小商工業者の資金融通の手段であり、その果たす役割は軽視できない。インドには、このフンディの割引市場（バザール・マーケット：Bazaar Market）のほかには、手形割引市場は存在していない。それは、一般商業銀行の手形割引額（この中にはフンディの再割引額も含まれている。）が、預金2億5000万ルピー以上をもつ上位20行で独占されていることから明らかである⁽¹²⁾。

シュロップ委員会はフンディを再割引適格資産として認めるよう主張しているが、R. B. I. は受け入れていない。その理由は、すでに述べてきたように、フンディの信用度が低いこととフンディを扱う土着銀行業者自体の信頼度が低い（資本量の規模、監督不可能な前近代性等）からである。フンディが再割引適格資産として認められるためにはフンディの信用を保証するなんらかの措置が必要とされるであろう。カルカルはフンディ業務の免許ブローカー（licensed broker）制度を設けるならば、フンディを流動資産として認めることができ、R. B. I. で再割引することが可能となり、したがって小規模の指定銀行もフンディ業務により利益を得ることとなると述べている⁽¹³⁾。また、形式も一様でない現在のフンディを標準化することなどフンディの技術的な面も改善される必要があることはよくいわれている。フンディの信用を強化する措置が必要であるにしても、現在、土着金融機関と組織的金融機関とを媒介しているフンディは、組織的金融市場へ土着金融機関を包摂する

手掛りになることは確かである。ムルタニ土着銀行業者は現在、手形（フンディ）割引業者として活動しており、ブンジャビ（C. Punjabi）によれば、2億3000万ルピーのフンディの再割引を銀行から得ているという⁽¹⁴⁾。この数字は、ムルタニ土着銀行業者と商業銀行との密接な関係を示している。フンディが再割引適格資産として認められれば、一層、銀行によるフンディの割引を促進することとなる。

他の土着銀行業者についても、フンディの再割引は資金の融通を受ける最良の手段であり、フンディの信用強化を通じて土着銀行業者と組織的金融市場との関係を、一層、密接にすることは可能であろう。フンディに対する商業銀行の再割引限度の変更などを通じて、土着銀行業者に影響を及ぼすことは可能であり、フンディが再割引適格資産として認められれば土着銀行業者と組織的金融市場との関係の緊密化を一層促進することができると思われる。フンディが土着銀行業者を組織的金融市場の枠内へ誘致する一方法であることは、十分、検討に値することであろう。ただし、再割引適格資産としての条件を満たすようフンディの改善をも考慮されねばならないことはいうまでもない。

つぎに、土着銀行業者の商業（株式）銀行への転換の可能性について考察しよう。

R. B. I. は5万ルピー以上の払込資本金をもつものは商業銀行と同一の資格を与えて、政府証券担保での貸付、送金業務、手形再割引などの便宜を与えている。土着銀行業者の中には、直接 R. B. I. からの手形再割引を受けるものもあり⁽¹⁵⁾、商業銀行へ転換しているものもある。R. B. I. は1937年以来、兼業の分離・廃棄、財務諸表の提出、最小限20万ルピーの運転資本（適当な期間内に、50

万ルピーまで増加しなければならない)を有することなどの条件を満たして、株式銀行へ転換するよう勧告してきたが、土着銀行業者(ムルタニを除く)は、兼業の分離・廃棄という条件を拒否してきた。この土着銀行業者の態度は、実質的に銀行へは転換しないということを意味している。土着銀行業者はムルタニ土着銀行業者を除き、何らかの兼業を営んでおり、むしろ、多くの場合、商業などに従事して得た所得のほうが、かれらの所得の中心とも考えられるのであり、銀行業は、その商取引との関連で営む補完的な業務にすぎないからであろう。

第二次大戦前、ジャインは土着銀行業者が協同して銀行を設立することを主張したが、クリシュナンは、同胞を信じないインドの風土、銀行の登録・監査に要する費用がかかることなどの理由から、株式銀行はコストがかかり、それにひきかえ株式銀行の特権は少ないから株式銀行への転換はメリットが少ないと批判した。土着銀行業者の経営形態は、合同家族経営か、パートナーシップ経営であり、株式経営に転換するには、コストに見合うだけの規模(資本・人員)を備える必要があり、同時に旧来の伝統的な営業方法から脱皮する必要があるが、通例、土着銀行業者は保守的な性格として知られており、近代的な営業方法を採用入れる可能性はあまりないようである。

以上土着銀行業者の近代的な株式銀行への転換の可能性について検討してきた。兼業の実状・保守的な性格から株式銀行へ転換する可能性は、土着銀行業者の中にあるとは考えられない。しかし、零細商工業者への安定的な資金供給を行ない、産業の発展に資する土着銀行業者の近代化は、必ずしも株式銀行形態をとる必要はなく、フンディを通じて組織的金融機関と適切な関係を保ち、そ

第6表 高利率での取引の多い州*と銀行支店数との関係

州名	(1)	(2)	(3)	(4)
Madhya Pradesh	53.9	8位	7千人	8位
Uttar Pradesh	49.3	5	128	12
Bihar	42.6	12	196	15
Assam	41.1	14	134	13
Orissa	40.3	13	194	14
W. Bengal	25.0	9	106	11

(出所) R. B. I., *Report of the All India Rural Credit Review Committee* (Bombay, 1969), p. 120.

- (1) 18%をこえる利率での平均借入額の割合
- (2) 商業銀行と協同組合銀行の支店数**の多い方からの順位
- (3) 商業銀行と協同組合銀行の支店あたり平均人口
- (4) (3)の平均人口の少ない方からの順位

* 全15州のうち

** 1962年末の指定銀行と1962年6月末の協同組合銀行との支店数

の役割を果たす道も存在している。

つぎに簡単に土着金貸し業者と、組織的金融機関との関係に触れておく。前出第4表からも土着金貸し業者の役割はきわめて大きい。また、高利率もみたとおりである。いま、第6表をみると、商業銀行と協同組合銀行の支店数が多く、各支店あたりの平均人口が小であればあるほど、高利率での借入額が、小さくなっていることがわかる。したがって少なくとも協同組合銀行・商業銀行が一層農村に進出し、支店数を増やすならば、土着金貸し業者の独占と高利率を打破する条件はできるといえよう。

(注1) G. Karkal, p. 67による。

(注2) 1964年: 95%, 1965年: 95%, の他の年次もほとんど変化していない。R. B. I., *Statistical Tables Relating to Banks in India for the Year 1965, 1966*.

(注3) G. Karkal, p. 124.

(注4) ただし G. Karkal, p. 71 による。

(注5) 8~10の土着銀行業者が R. B. I. と直接関係を持ち、商業(株式)銀行と同一の資格を得ている。G. Karkal, p. 103.

V 結 び

以上の考察の結果、(1)農村における土着金融機関の地位は依然大きい。(2)土着金融機関は高利率で小口の資金需要者に貸し付ける。(3)土着金貸し業者・土着銀行業者ともに一部の業者を除き、何らかの兼業を営んでいる。(4)土着銀行業者と組織的金融機関とはフンディを媒介にして関係をもっている。組織的金融市場への土着銀行業者の包摂の可能性はフンディに依存しており、R. B. I. の再割引適格資産としてフンディが認められれば、その可能性は、一層強まる。(5)土着銀行業者の近代的株式銀行への転換は、その金融的機能、兼業、経営形態、取扱う資金需要の性格などから、現実性はなく、零細な資金需要に適切に応ずる金融機関として別な方向での近代化が必要なこと、

などが明らかになった。(5)については、Ⅱにおいて検討した土着銀行業者の定義と係わる問題である。土着銀行業者の金融的機能を、信用創造を行なうかのように把握するならば、論理的に、土着銀行業者の近代的な銀行への転化は容易なものとなる。つまり、そこでの問題は、各業務の量的大小と経営形態の問題にすぎなくなるからである。しかし、単に量的な問題でもなく経営形態でもないということは、近代的銀行への転化が容易でないということを示すものである。この近代的銀行と異なる特殊な土着銀行業者の存在は、インド経済の構造的な特質にその基盤をもつのであり、この土着銀行業者の存在を必然的たらしめているインド経済の構造的な特質の解明は、今後の課題である。

(経済成長調査部)

アジア経済研究所刊行

アフリカ諸国における経済自立 星 昭編
アフリカ社会・経済構造の制度的な枠組を変革する問題を、理念よりも利害を、信条よりも論拠を提出するという形で、分析的に記述 A5判/280頁/¥ 750

投資紛争解決法の研究 池田文雄著
投資受入国と外国人投資家との間に発生する紛争の法的解決の研究をあつかい、そのうちでも特に「世銀投資紛争解決条約」の研究を主題としたA5判/256頁/¥ 750

台湾の金融事情 植木三郎編
台湾の通貨・金融制度について歴史的発展のあとを概観すると共に、金融構造・制度・政策など基本的事項につき、できる限り網羅的に、かつその特殊性を描く A5判/254頁/¥ 800

韓国の金融事情 植木三郎編
韓国の通貨、金融制度について、歴史的発展のあとを概観し、同国の金融構造・金融政策・金融機関の現状を解説 A5判/283頁/¥ 900

アジア諸国の経済成長と開発計画
アジア諸国の経済計画が成長過程で果たす役割、およびアジア諸国自らの自助努力が成長加速化に果たす役割や問題点の指摘を中心に、さらに各国別の計画と実態とをサーベイしその阻害要因を究明A5判/上品切/下¥850

援助の実態と経済政策 原 覺 天編
理論篇は援助政策の変遷とその政治・経済的背景を追跡し、実態篇はインド、パキスタン、台湾の最も中心的な援助プロジェクトの分析を試みたA5判/274頁/¥ 850

アジア経済出版会発売